

困ったとき、わからないときは… 消費生活センター・県民サービスセンターに相談しよう!



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆急増！出会い系で高額請求
- ◆「簡単儲かる副業」!?
- ◆「ギャンブル必勝法」!?
- ◆架空・不当・ワンクリック請求
- ◆困ったときの相談窓口

9 September
月号

第11号

急増！出会い系サイトから高額請求

消費生活相談窓口に寄せられる相談で、いわゆる「出会い系サイト」の利用をめぐる高額請求トラブルが急増しています。懸賞サイトや着うたサイトなど、「別のサイトに登録したつもりが、いつの間にか出会い系サイトに登録させられていて利用料金を請求された」、「『サクラ』と思われる相手とやりとりをするうちに、利用料金が高額になってしまった」などの相談が多く見受けられます。犯罪に巻き込まれる危険もあり、様々なトラブルの温床となっている実態があります。

実際にあった相談事例

登録していた懸賞サイトから、「100万円が当たりました」とメールが届いた。誘導されるまま出会い系サイトにアクセス。「受け取るために費用が1万円かかる」とメールがあり、指定口座に振り込んだ。その後さまざまな口実でお金を請求され、20万円請求されてからは無視していたところ、「1千万円を支援します。」などというメールが届いた。お金を戻したいと、いくつかの出会い系サイトでやりとりをしたところ、それぞれの利用料金などを請求され、いくら支払っても「支援する」と言った人とは連絡が取れなかった。免許証のコピーもいくつかのサイトに送ってしまった。サイト利用のために借金もして、総額360万円の請求になっている。

(30歳代 女性)

トラブルにあわないためのアドバイス

- (1) 「無料サイト」に安易に近づかない！
- (2) 不当な請求に対しては支払わない！
- (3) インターネットで知り合った相手を簡単に信用しない！
- (4) 『サクラ』の存在を証明することは難かしく、お金を取り戻すのは非常に困難！
- (5) 出会い系サイトからのメールが届いたら、
 - ① 安易に連絡しない。
 - ② 氏名や住所、勤務先などの個人情報を教えない。
 - ③ メールの内容は証拠として残す。
 - ④ 不安なときは消費生活相談窓口（裏面に記載）へ相談する。

「簡単に儲かる副業」!? ~アフィリエイト・ドロップシッピング~

- 最近、インターネットを利用した手軽な副業に関する相談が増加傾向にあります。
- 中でも、ネット上に自分のウェブサイトを作り、商品広告を出して収入を得るというアフィリエイトや、商品を販売して収入を得るドロップシッピングに関する相談が急増しています。

『アフィリエイト』とは?

■商品広告を自分のウェブサイト上に掲載し、その広告をクリックした人が商品を購入するなどした場合、一定額の収入を得られるもの。

『ドロップシッピング』とは?

■商品を販売するウェブサイトを自分で運営する。商品価格を決定して掲載し、商品の申込みがあった場合、メーカーや卸業者から申込者(購入者)へ商品を直送するもの。

問題点は?

- どちらも、仲介業者に依頼して自分のウェブサイトを開設する場合が多く、その際に高額な契約を結ばれます。
- 「必ず利益になる」「月収〇〇万円は確実」など、利益を保証するかのような勧誘を受けて、高額な初期費用を支払って契約したものの、実際には説明されたような利益が得られなかったりします。
- また、どちらも大げさな広告を制限する法律の規制を受けます。さらに、ドロップシッピングは、売主(事業者)としての様々な義務や責任を負うことがあります。

トラブルにあわないためのアドバイス

- (1)「自分で努力せずにお金が儲けられる」などという話は信じない!
- (2)高額な費用が必要になる場合、契約するかどうか慎重に検討する!
- (3)契約前に、仕組みについて十分に説明を受け、契約書類を確かめる!
- (4)事業者としての義務・責任を負う場合があることを理解する!
- (5)消費生活相談窓口(裏面に記載)へ相談する!

「ギャンブル必勝法」!? ~パチンコ・パチスロ攻略法~

実際にあった相談事例

ネットで「絶対儲かる」というパチンコ攻略法を見て、143万円で購入したが、まったく役に立たなかった。別の会社を紹介されて新たに40万円支払ったが効果なし。お金は消費者金融から130万円借り入れて工面したものなので、支払ったお金を返して欲しい。

(20歳代 男性)

必勝法なんて存在しない!

- ギャンブルに「絶対儲かる必勝法」はありません!
- 広告に「無料」「お試し」と表示があったとしても信用せず、パチンコ・パチスロ等ギャンブル攻略法に関する取引は絶対に行わないでください!
- 業者に解約を申し出ても、相手方と連絡がとれなくなる可能性があります。返金交渉ができない、交渉に応じないなど、支払ったお金を取り戻すのは非常に困難である取引きであることを認識してください!

相談は、消費生活相談窓口(裏面)へ!

相談件数いまだ高水準 架空・不当請求、ワンクリック請求!

後を絶たない相談

- はがきやメール、封書などで身に覚えのない金銭の請求をされる『架空・不当請求』や、「インターネットの画面をクリックしたところ突然登録画面になり、利用料金を請求された」などの『ワンクリック請求』の相談が後を絶ちません。
- 請求の名目は「有料サイト利用料金」「出会い系サイト利用料」「総合情報サイト登録料」「電子通信料」「恋人紹介事業の事務手数料」など様々です。

「架空・不当・ワンクリック請求」対処法

(1) 不用意にアクセス・クリックしない!

アダルトサイトや出会い系サイトは、架空・不当・ワンクリック請求の「るつぼ」ですので、近づかないようにしましょう。

(2) 利用していなければ支払わない!

一方的に利用料などを請求されても、支払わずに放置し、脅し文句にひるまないようにしましょう。

(3) これ以上、電話番号などの個人的な情報は漏らさない!

安易に個人的な情報を入力しないようにしましょう。また、はがきやメールで届いた請求に対して連絡を取ってしまうと、新たに電話番号などの個人的な情報を知られるきっかけになります。絶対に連絡をしてはいけません。

(4) 証拠は保管する!

今後何らかのアクションが業者からあった時のために、請求のはがき、封書、電子メールは保管しておく。

(5) 消費生活相談窓口へ相談(情報提供)する

不明な点があったり、不安なときは、消費生活センターなどの最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。被害にあっていなくても、情報提供としてご連絡ください。

(6) 迷惑メールはブロック!

何度も架空請求のメールが届くときは、携帯電話会社や、プロバイダーの「迷惑メール撃退サービス」(指定受信やフィルタリング機能等)を利用してブロックしましょう。

ご案内

平成22年度『消費生活展』を開催します!【参加無料】

【日時】平成22年9月28日(火)

～10月1日(金)

午前10時～午後6時

(最終日は午後4時まで)

【場所】東北電力グリーンプラザ

(電力ホール1階)

仙台市青葉区一番町3-7-1

【内容】

- ①暮らしに役立つ消費生活講座(要予約。)
- ②消費者トラブルなどに関するパネル展
- ③製品事故品の展示コーナー
- ④消費生活相談コーナー、調停相談コーナー
- ⑤くらしと金融に関する情報提供コーナー

講座申込み・お問い合わせ: 022-211-2524(宮城県消費生活センター)

消費生活展のホームページ: <http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/22syohiten>